

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	子ども・子育て支援関係事務【令和2年9月16日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市教育委員会は、子ども・子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市教育委員会

公表日

令和2年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設及び地域型保育事業等の利用に係る以下の事務を行なう。 特定個人情報ファイルは次の事務で使用する。 ・施設の入所等に係る利用調整事務。 ・利用者負担額の収納・滞納事務
③システムの名称	子ども・子育て支援新制度システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第1の94の項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条 別表第一の8項、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市教育委員会 学校教育課 学事係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel088-621-5414
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市教育委員会 学校教育課 学事係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel088-621-5414

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第1の94	番号法9条第1項 別表第1の94の項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条 別表第一の8項、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第9条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため
平成28年7月25日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	学校教育課長 湯浅毅	学校教育課長 鶴澤宏明	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため
平成28年9月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため
平成28年9月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】:なし 【別表第二における情報照会の根拠】:116の項 ②別表第2省令 【情報提供の根拠】:なし 【情報照会の根拠】:未定		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため
令和1年6月21日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校教育課長 鶴澤宏明	学校教育課長	事前	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月21日	IV リスク対策	項目なし	項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月21日	Ⅲ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成28年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため